組合速報 コロナ第 22 報

2021年10月31日(日)16時 静岡県消防設備保守点検業 協同組合(理事長西川和宏)

組合員及び組合関係各位

国の情報は「内閣官房広報室HP」から!

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

静岡県内の情報は「静岡県HP」から!

http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html

1 緊急事態宣言が解除された後は?

○ 令和3年10月1日(金)から、政府は全国の関係自治体に発 令されていた新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言 とまん延防止等重点措置を全て解除しました。解除から1か月 が経過する今、現在の状況と留意すべき事項を国・県公式HP 情報から整理してみました。第22報では、①これまでの経過、 ②現在の状況、③留意すべき事項の3項目をお知らせします。



秋空と富士山(安倍川河口で撮影)

(1) これまでの経過

○ 新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加した「頂点(ピーク)」を「第○波」と表現することがあります。第5波までを「Yahooニュース」等で整理してみました。

<第1波> 令和2年4月下旬をピークとする波~6月中旬

緊急事態宣言が7都県(4/7) → 全都道府県(4/16) に発令など

<第2波> 令和2年8月上中旬頃をピークとする波~10月中旬

東京都等での感染増加(8月第1週ピーク)など

< 第 3 波 > 令和 3 年 1 月をピークとする波~2 月末/

緊急事態宣言が4都県(1/7),7府県(1/13)に発令など

<第4波> 令和3年4月下旬-5月中旬をピークとする波~6月下旬/

緊急事態宣言が4都府県(4/25) → 2県(5/12) → 3道県 (5/16)

→ 1 県(5/23) に発令など ※緊急事態宣言が沖縄県だけ 6/21

〈第5波〉 令和3年8月中旬をピークとする波~9月末

新規感染者がピーク(8/20)→静岡県にも発令(8/20~9/30) → 沈静化 →→

→ 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の全面解除(9/30)

【令和3年9月30日(木)】▲ しかし、10月を移行期間として、段階的に制限を解除していく方式です!

■ 緊急事態宣言(19 都道府県) = 沖縄(5/23)、東京(7/12)、埼玉・千葉・神奈川・大阪(8/2)、茨木・栃木・群馬・<u>静岡</u>・京都・兵庫・福岡(8/20)、北海道・岐阜・愛知・三重・滋賀・広島(8/27)

■ まん延防止等重点措置 (12 県) = 石川(8/2)、福島・熊本(8/8)、富山・山梨・香川・愛媛・鹿児島 (8/20)、高知・佐賀・長崎・宮崎(8/27) (人)

新規陽性者数/日	静岡県	東京都	大阪府	(全国)	(世界計)
R3年7月31日(土)	155	4,058	1,040	12,328	742,608
8月31日 (火)	565	2,909	2,347	17,696	718,848
9月30日 (木)	1 7	218	264	1,564	466,550
10月30日(土)	5	2 3	45	283	364,711

② 現在の状況

1 令和3年9月28日(火)/第77回対策本部会議の菅総理大臣発言

「8月半ば過ぎに2万5千人超だった新規感染者数(全国)は千人台に減少。病床利用率は、全都道府県で50%を下回り、重症者は9月初旬をピークに減少傾向。一時、全国で13万人超の自宅療養者も3万人と減り続ける。これらを踏まえ、19都道府県の「緊急事態宣言」と8県の「まん延防正等重点措置」全てを9月30日付で解除し、飲食等の制限を段階的に緩和する。

今後は、感染対策と日常生活を両立していくため、3つの方針で取組を進める。

第1は、医療体制のもう一段の整備。

第2は、着実なワクチン接種の継続。11月までの早い時期に希望者の2回目接種を終える。 第3に、日常生活の回復。10月1日以降、当面は、アクリル板の設置や換気などの対策を取り、認証飲食店は、都道府県の判断で酒類を提供し営業時間は21時までも可。段階的な緩和を行った上で、ワクチンの接種証明や検査結果も活用した更なる措置を検討する。」

2 令和3年10月15日(金)/第79回対策本部会議の岸田総理大臣発言

「新内閣発足と同時に、関係3大臣に対策の全体像を指示。これを国民に説明し、国・都道府県の連携による取組を加速していく。**基本的な考え方は、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れの強化、最悪の事態を想定した次の感染拡大への備え。**

このため、この夏のピーク時に学び、今後、感染力が2倍になった場合にも対応可能な対策を策定(必要な病床確保を含む)。強い行動制限を機動的に国民に求める、国の責任で緊急的な病床等を確保するための具体的措置など。9月初めに、自宅療養者が13万人に上ったが、再発防止のため自宅・宿泊療養者への対応強化、自宅で使える経口治療薬の年内実用化を目指す。対策の実行には十十を活用。

一方、仕事や生活の安全・安心を支える日常生活の回復にも取り組んでいく。第三者認証、ワクチン検査パッケージ等を活用した行動制限緩和の具体的内容を示す。また、電子的なワクチン接種証明書の活用方法、予約不要の無料検査などの具体的方策を明らかにする。10月中に都道府県との調整を行い、11月早期に対策の全体像を取りまとめる。」

3 令和3年10月6日(水)/川勝・静岡知事からのメッセージ

「静岡県は、9月30日(木)の緊急事態宣言(新型コロナウイルス感染症)解除を受け、10月から感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組を始めている。県内では、感染状況と病床使用率が大きく改善(ステージ2・病床占有率約5%)。また、ワクチンの接種率(10/4時点)は、2回接種が55%。しかし、ウイルスはまだ消滅していない。県民、事業者の皆様には、引き続き、感染防止対策を徹底していただき、感染しない行動・取組をお願い申し上げる。

ワクチン接種は、接種開始が遅かった 10 歳代から 30 歳代の方の 2 回目接種率が少し低い。 飲食店を対象とする「ふじのくに安全安心飲食店認証」は、現在、急ピッチで、現地調査等 の作業を進めている。宿泊施設を対象とする「ふじのくに安全安心宿泊施設認証」も同じ。

県内観光促進事業である「GoTo Eat事業」等は、明後日 10 月8日(金)、事業再開、 食事券の利用自粛等の要請解除を判断したい。

また、県は、10月15日付けで「新型コロナウイルス対策課」を「新型コロナ対策企画課」と「新型コロナ対策推進課」との2つに分け、これまでの「1課・38人体制」を「2課・40人体制」と拡充する。今月10月は、社会経済活動の本格的な再開に向けた過渡期。医療提供体制の充実を図りながら、認証制度や各種事業を着実に実施していく。」

③-1 国民の皆さんにお伝えしたいこと - 内閣官房HP転載-

令和3年9月28日(火)に、緊急事態措置(宣言)及びまん延防止等重点措置を9月30日(木)をもって終了することとした。措置終了の都道府県では、感染の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージII(感染漸増段階)相当以下に下がるまで継続することとし、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講ずる。

国民は引き続き、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなど」の手指衛生」等の基本的な感染対策の実施をお願いする。今後は、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直し等について、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証や地方公共団体や事業者等との議論を含め国民的議論を進め具体化を進めていく。

く ア 緊急事態措置区域から除外された都道府県 >

- 1 **外出は、**都道府県からの要請に基づき、混雑している場所や時間を避けた少人数での行動、 企業における在宅勤務(テレワーク)の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応、飲食店 等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応等に協力すること。
- 2 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、基本的な感染防止策を徹底し、ワクチン接入種を完了していない方は、他の地域への感染拡大防止の観点から検査を受けること。
- 3 **ごれらのほか、**地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛の要請等が行われた場合は協力すること。
- 4 催物 (イベント等) は、緊急事態宣言解除後1か月の経過措置として、都道府県が設定する人数上限5000人又は収容定員50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方どの規模要件等に沿って開催すること。(略)
- 5 地域の感染状況等を踏まえ、当面、飲食店に対する営業時間の短縮が要請されるので、協力すること。 その後、地域の感染状況等を踏まえ、1か月までを目途として、段階的に緩和する。営業時間の短縮要請は、感染対策にしっかり取り組む、一定の要件(第三者認証制度の適用等)を満たした店舗(「認証等適用店」)は21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗は20時までを基本として、地域の感染状況等に応じ各都道府県知事が判断する。
- 6 昼営業のスナック、カラオケ喫茶など、飲食を主として業としている店舗でカラオケを行う

設備を提供している場合、1か月までを目途として、当該設備の利用は自粛するなど、都道府県の要請に従うこと。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況、店舗における感染防止策を踏まえ都道府県知事の判断で緩和。(略)

- 7 事業者は、業種別ガイドラインを遵守すること。
- 8 路上・公園等における集団での飲酒はしない。
- 9 事業者は、職場への出勤等について、 在宅勤務 (テレワーク) の活用や休暇取得の促進等職場でも ローテーション勤務等を強力に推進する。(略)
- 10 事業者は、在宅勤務(テレワーク)の活用等 による出勤者数の7割削減の実施状況を自ら 積極的に公表すること。



く イ ア以外の都道府県 >

- 1 外出や移動について
- 2 催物 (イベント) 等について
- 3 職場への出勤等について

(略) 職場における、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を、実践例も活用しつつ徹底してください。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するとともに、二酸化炭素濃度測定器を設置して換気の状況を確認してください。

さらに、職場や店舗では、業種別ガイドラインを実践してください。(略)

4 施設の使用等について

③-2 県民·事業者の皆様への<u>お願い - </u>県HP転載 -

緊急事態宣言解除後、10月1日から10月14日までを「そろりスタート」期間とし、感染再拡大の抑制と社会経済活動のゆるやかな再開に向けて取組を実施してきました。10月15日以降は、感染防止対策を図りつつ、徐々に社会経済活動の正常化を進めるため、県民や事業者の皆様におかれては、以下の感染対策に取り組むようお願いします。

1 県民の皆様へのお願い

- ・外出する際は、混雑している場所や時間を避け、少人数で行動してください。
- ・県境を跨ぐ移動は、訪問先(都道府県)感染状況を確認。慎重に判断し行動してください。
- 〔3 密(密閉・密集・密接)」だけでなく、たとえ「1 密」でも避けてください。
- ・飲食店を利用する際は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と利用。 感染対策が十分な店舗を利用してください。例;ふじのくに安全・安心(飲食店)認証店など。

2 事業者の皆様へのお願い

- ・業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底や、換気や湿度の管理など。 感染しにくい環境を確保してください。
- ・カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等。 感染対策を徹底してください。
- ·在宅勤務や時差出勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。
- ・イベントの開催は、県が示す開催制限(下記)等を守った上で行ってください。

以下の「人数上限」又は「収容率」のいずれか小さいほうを限度とする。

○人数 ト限: 5,000 人又は収容率 50%のいずれか大きい方

○収容率:100%以内(大声なし*)または50%以内(大声あり)

※ 大声での歓声、声援等がないことの判断については、実態に照らして、 個別具体的に判断する。

〈追補〉 朝日新聞デジタル 2021.10.28 (木) 14:31

政府は令和3年10月28日、新型コロナウイルス感染症対策 分科会を持ち回りで開き、東京都など27都道府県での大規模 イベントに求めている。観客数1万人の上限を、11月1日から 解除する方針を決めた。(略)数万人単位の観客を入れて開催でき るようになる。



静岡県草薙総合運動場体育館

参考-1 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置

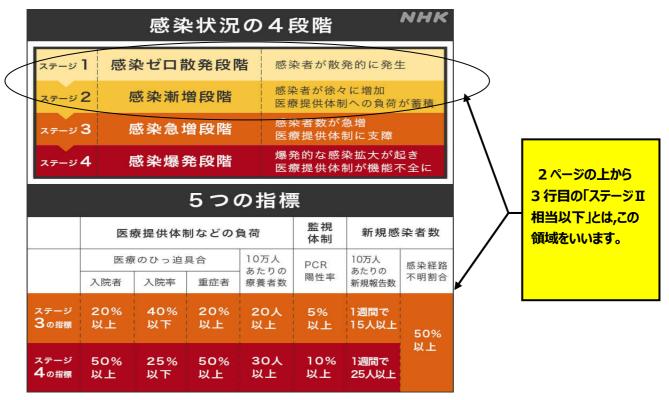
資料 · 画像制作: Yahoo! JAPAN 2021. 2/10(水) 19:25 配信

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置	
対象地域	都道府県	都道府県内の区域 (区域は知事が指定)	
発出の目安	「ステージ4」で発出が視野に	基本的に「ステージ3」を想定	
期間	2年以内 (計1年を超えない範囲で延長可)	6か月以内 (何回でも延長可)	
時短や 休業対応	「時短」「休業」ともに 要請と命令が可能	「時短」のみ要請と命令が可能 (休業要請はできない)	
命令違反の 罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料	
国会報告	義務付け (発出、期間延長、区域変更時)	付帯決議に「速やかに報告」と記載 (法的拘束力はなし)	

令和3年2月13日施行の改正「新型コロナウイルス対策の特別措置法(特措法)」で、「緊急事態宣言」下の 営業時間短縮要請等に応じなかった場合の罰則、新制度「まん延防止等重点措置」が創設された。

参考-2 感染状況の4段階(国の基準)

NHKオンライン・ニュース 「特設サイト 新型コロナウイルス」2021.8.27(金) 15:00



令和3年8月26日更新

- ※ 内閣官房がまとめたデータより作成。
- ※ 「入院率」について、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」は、一定の場合には適用しないとしている(この場合は非表示)。
- ※ 病床使用率については、自治体の中にはすぐに受け入れることができる「即応病床数」を元に、 国とは異なる値を公表しているところもある。
- ※ 東京都は、国に報告する重症患者用の確保病床数について、2月25日から、都の基準に基づく 病床数ではなく、国の基準に基づく病床数に変更した。
- ※ 「病床使用率」や「重症者の病床使用率」等の一部数字は、小数点以下第1位まで表示。